

厚生労働省山口労働局発表  
令和4年11月14日(月)

担 当	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
	室長 上田 竜夫
	室長補佐 大塚 智
	電話 083-995-0372

報道関係者各位

## 山口県特定（産業別）最低賃金を引き上げます

— 発効日は、令和4年12月15日 —

山口労働局長（名田<sup>なだ</sup>裕<sup>ゆたか</sup>）は、山口県特定最低賃金の4業種（鉄鋼、電気、輸送、百貨店）の時間額を下表のとおり改正することを決定しました。本日付で官報公示され、4業種のいずれも令和4年12月15日から効力発生となります。

### 記

山口県特定最低賃金(4業種)	改正時間額	引上率	効力発生日	(参考) 現行時間額
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金	1,024円	2.9%	令和4年 12月15日	995円
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	948円	2.9%		921円
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	985円	2.1%		965円
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金	907円	3.7%		875円

※上記、山口県特定最低賃金（4業種）において、年齢（18歳未満、65歳以上）、技能習得中（雇入れ後6月未満）及び特定の業務（清掃、熟練を要しない業務等）に主として従事している労働者については、山口県特定最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用される場合があります。

※上記以外の業種で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）に適用される「山口県最低賃金（時間額 888円）」については、既に本年10月13日から効力発生となっています。